

「とよなかエコ市民賞」実施要綱

1. 目的

豊中市環境の保全等の推進に関する条例及び第3次豊中アジェンダ21の趣旨に則り、環境への負荷の低減や自然との共生、快適環境の創造などに資する活動に自主的、積極的に取り組んでいる団体の中から他の模範となるものを顕彰し、奨励することを通して、持続可能なまちづくりの推進に向けた行動の輪を広げることを目的とする。

2. 賞の名称

賞の名称は「とよなかエコ市民賞」とする。

3. 実施主体

とよなか市民環境会議

4. 賞の対象となる活動等

(1) 賞の対象となる活動は、次に掲げるすべての要件を満たすものを対象とする。

(ア) 他の模範となるもの

(イ) 豊中市内で活動する団体（2名以上のグループ・事業者・学校等）の環境活動であること

(ウ) 一定期間の実績があり、将来にわたり継続する見込みがあるもの。

(2) 同じ活動に対しての受賞は1団体につき、1回を原則とする。ただし、活動内容が大きく変化した場合は、この限りでない。

5. 選考

この賞の選考は、とよなか市民環境会議役員会が別に定める基準に基づき行い、会長が決定する。この場合において、応募団体の構成員である役員は、当該団体の選考には参加しないものとする。

6. 賞の授与

受賞者には、表彰式において賞状を授与する。

7. 事務局

この賞の実施における事務は、とよなか市民環境会議の事務局が行う。

8. その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 21 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 31 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 27 日から実施する。

選 考 基 準

「とよなかエコ市民賞」実施要綱に基づき、賞の選考基準を次のとおり定める。

(選考項目)

1. 選考項目は、賞の目的に基づき、以下のとおりとする。
 - 1) 活動の新規性・独創性
 - 2) 活動の規模
 - 3) 活動の頻度及び継続性
 - 4) 協働・連携の実効性
 - 5) 実績と効果

(評価)

2. 客観的かつ公平に選考するため、全ての選考項目について、下記配点基準で評価を行う。
 - [3点] 大変優れている
 - [2点] 優れている
 - [1点] 普通

(聴取)

3. 選考にあたって必要と認めるときは、応募団体から活動内容を聞くことができる。

(受賞者数)

4. 受賞は概ね5件を目途とする。

(適用の除外)

5. 応募団体が次の各号に該当するときは、選考から除外するものとする。
 - (1) 辞退したもの
 - (2) その他、とよなか市民環境会議が本賞にふさわしくないと判断したもの